

事務事業名	障害者相談員事業 ☐ 実施計画事業		所属部局	保健福祉部		単位番号	5324									
			所属課室	福祉課		課長名	野呂瀬毅明									
			所属担当	障害者自立支援担当		担当者名	沢登俊輔									
基本政策	基本計画 IV	快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目						
				01	一般	0	3	0	1	0	2	0	2	0	1	4
政策	17	社会福祉の充実	事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☒ その他の事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金												
施策	30	障害者福祉の充実														
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 15 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		法令根拠	南アルプス市障害者相談員設置要綱												
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 障害者の地域活動の推進を図るとともに、障害者の福祉の向上に関する相談に応じ、必要な指導を行う。 相談員4名の委嘱(任期2年)H22.4.1～H24.3.31 ※H24年度からは地域主権改革により相談員委嘱が県から市に変わる。 今後、相談員数、活動内容、報酬額等の検討が必要となる。 (県委嘱現在14名)			事業費の主な内訳 (22年度)												
				項目(細節)		金額(千円)		項目(細節)		金額(千円)						
				相談員報酬		233										
				計		233										

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	委嘱状交付、業務内容の説明、相談員の広報、4半期に一度の業務報告、報償費の支出
23年度活動予定	4半期に1度の業務報告、報償費の支出
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
市内の障害者	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
障害者の悩み事の解消	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
障害者福祉の充実	

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 委嘱した相談員の人数	人
イ	
ウ	
⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 市内の障害者数	人
イ	
ウ	
⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 障害者相談員の相談件数	件
イ	
ウ	
⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 満足度調査(地域福祉計画)	%
イ	

(2) 事業費・指標の推移				単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終年度 (トータルコスト・目標)
年間 トータル コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円							
			県支出金	千円							
			地方債	千円							
			その他	千円							
			一般財源	千円	233	233	233	233	200	200	
	事業費計 (A)			千円	233	233	233	233	200	200	0
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	3	5	3	50	50	50		
		人件費計 (B)	千円	13	22	12	198	198	198	0	
		(A)+(B)			千円	246	255	245	431	398	398
活動指標		アイウ	人	4.0	4.0	4.0	18.0	18.0	18.0		
		アイウ									
対象指標		アイウ	人	3,684.0	3,964.0	4,100.0	4,200.0	4,300.0	4,400.0		
		アイウ									
成果指標		アイウ	件	0.0	8.0	20.0	100.0	100.0	100.0		
		アイウ									
上位成果指標		アイ	%								

(3)この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等	
① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	障害者相談員は山梨県により委嘱を受けていたが、合併に伴い県からの委嘱人数が旧町村時の人数を下回ったため、この人数を補完するため市で委嘱した。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	障害者自立支援法が平成18年に施行され、相談支援事業が市の必須事業となったことにより、委託相談支援事業所の設置が進み、現在では3箇所で年間1200名、5000件以上の相談を実施している。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	相談員からは自分の付き合いのある障害者しか知らず、個人情報保護法により障害者名簿をもらえないため、新規の相談が取れないという意見がある。
(4) 改革改善の取り組み状況	
① 改革改善の取り組み実施は？	☐ 取り組みしている ⇒【内容！】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由！】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	市委嘱の障害者相談員は、県委嘱の障害者相談員の補完的な意味合いがあり、改革改善が難しいため。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	なし

事務事業名	障害者相談員事業	所属部	保健福祉部	所属課	福祉課
-------	----------	-----	-------	-----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 障害者の相談に自身も障害者である相談員が対応することで、その気持ちに寄り添いながら必要な助言等を行うことができるため、障害者福祉の充実につながる。
	②公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 障害者相談員の委嘱は市が行うものである。
	③維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 法律改正により障害者の相談支援事業の充実には年々着実に実施され、市でも多額の公費を投じて相談支援事業の充実を図っている。今後の法改正案では、県委嘱相談員の市委嘱への移行が想定されているため、県相談員とあわせて地域割等を検討しながら委員数の検討を行う必要がある。(現在、市単独相談員設置は県内では本市のみ)
有効性 評価	④成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 障害者相談員の広報等周知に努め、相談員の認知度を上げることで相談件数の増加を目指す。
	⑤類似事業との統合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 本事業は常勤かつ専従の相談支援員を雇用して実施しているため市単相談員の役割や機能を十二分に果たしている。 ☒ 類似事務事業がない
	⑥休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 ☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒【理由↓】 任期がH24.3.31までであるので、この間の廃止はできない。24年度において休止・廃止可能と考える。
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 事業費は相談員の報償費のみであり、市委嘱の相談員は県委嘱の相談員の補完であり、業務内容も同じ、報償の額も同額となっているため削減の余地はない。
	⑧人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方の方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 人件費は委嘱時の説明会と定期報告など限定されており、削減の余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 全ての障害者が対象であり、受益者の方よりはない。

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	相談件数がほとんどなく、市の制度自体が県の障害者相談員の補完的意味合いが強く、県内では本市のみが設置しているという状況である。 県相談員が14名、市委嘱とあわせると18名体制となっている。 平成25年に予定されている新法制定案では県委嘱相談員の市委嘱化が予定されているため、新法制定時に相談員数を検討して実施することとしたい。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可 ☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果) (2) 改革改善案について ①広報等による周知を図る。 ②新法制定時の定員検討を行う。 ③		(3) 改革・改善による方向性 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 ① ② ③		(5) 事務事業優先度評価結果 <table><tr><td>成果優先度評価結果</td><td>⑤</td></tr><tr><td>コスト削減優先度評価結果</td><td>⑨</td></tr></table>		成果優先度評価結果	⑤	コスト削減優先度評価結果	⑨																	
成果優先度評価結果	⑤																							
コスト削減優先度評価結果	⑨																							